

令和2年7月31日

認可外保育施設 設置者 様  
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

### 保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等の一部改定について【参考】

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症にかかる、認可外保育施設における臨時休園等の対応につきましては、令和2年4月28日付通知「認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症にかかる区役所への情報共有と臨時休園等の対応について」（こ保運第669号）にて、認可保育所における対応の考え方をベースに、認可外保育施設における対応の参考例をお示ししたところです。

このたび、昨今の状況の変化等を踏まえ、認可保育所に関して「職員」または「在園児」がPCR検査で「陽性判定」が出た場合の休園等の対応を一部改訂しましたので、参考に情報提供いたします。

今後、認可外保育施設におかれましても、臨時休園や園児・職員の登園や出勤の停止等のご判断をする際には、4月28日の通知及びこのたびの認可保育所における改定内容もご参考に、ご対応くださいますようお願いいたします。

#### 【認可保育所における対応の主な変更点】

当初通知時点（4月）とは異なり、現状では、保健所の行動調査により濃厚接触者に特定された方は、全員がPCR検査を受診することとなっています。

このことを踏まえ、「職員」又は「在園児」が陽性となった場合の保育所等の対応について、次のとおり変更します。

	従来の取扱い	今回の変更点
保健所の行動調査前	保健所の行動調査が終了するまで一時、完全休園	（変更なし）
行動調査後	（行動調査の結果を踏まえ、休園期間等を決定）	【職員又は園児に濃厚接触者がいる場合】 ① 濃厚接触者のPCR検査の結果が出るまでの間は完全休園 ② 濃厚接触者のPCR検査の結果が全員陰性であった場合、健康観察期間中は引き続き原則休園を継続しつつ、特に保育が必要な園児（濃厚接触者を除く）に保育を提供  【職員又は園児に濃厚接触者がいない場合】 再開日を園と市で調整のうえ、保育を再開

詳細は、次のHPの通知をご確認ください。

・【横浜市 保育 感染症】で検索 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html>

『保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等の一部改定について（令和2年7月22日付）』

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564